

医療機関における窓口業務費用の保険給付外サービス化

- **医療（療養の給付）と直接関係のないサービスの提供**に際して、医療機関は**患者から費用（料金）を徴収することが可能**となっており、例えば、2026年度診療報酬改定では、**オンライン診療の受診に係るシステム利用料がその対象として明確化**されることとなった。このことは、今後、オンライン診療では明確に**受診時の窓口業務のコストを患者に転嫁**することができるようになったと解することが可能。
- 従前、医療機関を受診した際の窓口業務のコストは、初・再診料において評価されてきたと考えられるが、**本来、窓口業務は診療行為そのものではなく、そもそも診療報酬で評価される必然性はない**。初・再診料での評価は一律となるため、**デジタル化・省力化等による窓口業務効率化のインセンティブが働かない**ことも問題。今般の改正の考え方を発展させ、**通常の診療の際の窓口業務のコストについても保険給付外サービスとして請求できるようにすることを検討すべきではないか**。

◆医療機関における保険給付外のサービスに係る費用の徴収について

- ✓ 厚労省は、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（2005年9月1日保医発第0901002号 医療課長通知）にて、医療機関が、患者から一定の手続きと要件の下で保険給付と直接関係ないサービスについて、社会通念上許容される費用を徴収することを許容。
- ✓ 具体的には、「日常生活上のサービスに係る費用」（おむつ代や病衣貸与代、テレビ台やクリーニング代、パソコン（インターネットの利用等）等の貸出し、等）の他、在宅医療に係る**交通費や薬剤費の容器代、患者宅への薬剤の郵送代、患者都合による検査のキャンセル代、公的な手続き等の代行に係る費用**などについて、費用の徴収ができるとされている。
- ✓ また、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（2026年3月5日保医発0305第6号 医療課長通知）にて、**オンライン診療を行う際の情報通信機器の運用に要する費用**についても費用の徴収ができるとされている。

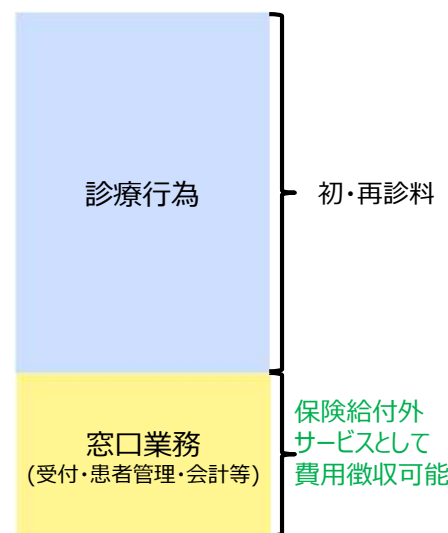
◆2026年度診療報酬改定で追加される保険給付外サービス

- ✓ 2026年度診療報酬改定においては、療養の給付と直接関係ないサービスとして、以下の4類型が追加・明確化される予定。
 - ① 予約や**オンライン診療の受診に係るシステム利用料**
 - ② 予約に基づく診察の患者都合によるキャンセル料（診察日の直前にキャンセルした場合に限る。なお、診察の予約に当たり、患者都合によるキャンセルの場合には費用徴収がある旨を事前に説明し、同意を得ること。）
 - ③ **Wi-Fi利用料**
 - ④ 在留外国人の診療に当たり必要となる多言語対応に要する費用（通訳の手配料や翻訳機の使用料など）

◆今後の受診時の費用負担のイメージ

- ✓ 2026年度診療報酬改定により「予約やオンライン診療の受診に係るシステム利用料」が医療と直接関係のないサービスの類型として明確に追加された。今後、オンライン診療を受診した際の窓口業務のコストを保険給付外サービスの対価として徴収可能となったと考えられる。
- ✓ 一方、通常の診療における同様の窓口業務のコストは引き続き初・再診料等で評価され、全ての医療機関で一律の価格設定となる。

オンライン診療



通常の診療

